

## 給水装置の維持管理業務に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、給水管の維持管理にあたり、浜松市水道事業給水条例第9条第2項に基づき、浜松市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が行う業務（以下「適用業務」という。）及びこれに要する費用負担について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私設代用管 公道、公衆用道路及び位置指定道路（以下「道路等」という。）内に縦断方向に布設された給水管をいう。
- (2) 分岐給水管 配水管又は私設代用管から分岐し敷地内に引き込まれた給水管をいう。
- (3) 鉛管 鉛製給水管をいう。
- (4) 鋼管 鋼製給水管のうち内外面を塩化ビニール等で塗覆されていない管をいう。
- (5) ポリ一層管 ポリエチレン製給水管のうち内面処理を施されていない管をいう。

### (適用業務)

第3条 適用業務は、次のとおりとする。

- (1) 給水管修繕（道路等における私設代用管及び分岐給水管の漏水修繕を行う業務をいう。以下同じ。）
- (2) 給水管取替（給水管修繕の作業時、当該給水管に係る建築物の新築、増改築及び当該給水管を原因とする出水不良並びに水質異状等において、前条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する分岐給水管を取替える業務をいう。以下同じ。）

### (適用業務の範囲)

第4条 前条に規定する適用業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路等の敷地内
  - (2) 公共の排水、用水の用に供する敷地内
  - (3) 鉛管を使用している区間（ただし、民地内の取替、修繕等については、地権者の了承を得た区間）
- 2 道路等と民地との境界付近の給水管修繕であって、損傷箇所が前項各号に規定する適用業務の範囲か否かを特定できない場合は、適用業務に含めるものとする。
- 3 第1項各号の規定に関わらず、民地内配管との接続のため必要に応じて民地内の区間を業務範囲に含むものとする。

### (給水管修繕)

第5条 給水管修繕は、次のとおりとする。

- (1) 漏水部分の修繕とする。（第6条の適用を受ける場合を除く。）
- (2) 分岐給水管の修繕において、樹木その他障害物により漏水箇所の修繕が困難な場合は、給水装置所有者の敷地の範囲内において分岐位置を変更し機能回復を図るものとする。

(給水管取替)

第6条 給水管取替は、次の各号を満たした場合に、施工するものとする。なお、取替の最小口径は20ミリメートルとし、これを超える物は当該既設管の口径とする。

- (1) 第2条第3号、第4号及び第5号に規定する給水管であることを書類、写真等により証明されたものであること。
- (2) 新築・増改築等においては、給水装置工事申請の受付が完了したものであること。

(費用負担)

第7条 給水管修繕に要する費用は、第4条に規定する範囲に限り上下水道部が負担するものとする。ただし、掘削の結果、あきらかに民地内の漏水の場合は、給水装置所有者がその費用を負担するものとする。

- 2 前項に規定する上下水道部が負担する費用のうち、私道、民地内におけるコンクリート、アスファルト等の復旧は必要最小限の面積とし、必要最小限の面積を上回る部分及び樹木の復旧等については給水装置所有者の負担とする。
- 3 給水管取替の施工にあたり、給水装置所有者が増径を求めた場合の費用負担は次のとおりとする。
  - (1) 材料は給水装置所有者の負担とする。
  - (2) 労力費及び土工費・道路復旧費は上下水道部負担とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道部が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。